

三豊市監査委員告示第3号

平成25年度工事監査(随時)結果に関する報告に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長よりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年 7月12日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 三宅 静雄

三総総第 287 号

平成 25 年 7 月 5 日

三豊市監査委員 糸川 昇 様

三豊市監査委員 三宅 静雄 様

三豊市長 横山 忠始

工事監査指摘事項に関する措置状況について

平成 25 年 6 月 24 日付け三監第 52 号で報告のあった平成 25 年度工事監査（随時）結果における指摘事項に対し、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき報告します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
水道局	<p>「平成 24 年度三豊市水道局会議室改修工事」について、随意契約により執行されている。随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号、三豊市契約規則第 25 条第 1 項及び三豊市建設工事執行規則第 5 条第 1 項各号で規定されているが、契約方法も含め、次のような事案がある。</p> <p>以下省略</p>	<p>本工事及び付随する委託業務の執行に際しては、その計画段階で十分な検討・協議がなされておりませんでした。</p> <p>御指摘の事項につきましては、今後、市民に対し説明責任があることを認識し、関係法令、三豊市契約規則、三豊市建設工事執行規則、随意契約ガイドライン等を遵守し、計画性をもって事業の執行に務めてまいります。</p>